

会報

宮崎県建設業協会機関誌 No. 412号

Monthly Association Construction Industry NEWS

2009
2

February



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成21年2月行事予定	1
◇平成21年3月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（1月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第10回常務理事会を開催	3
2. 国土交通省宮崎河川国道事務所からのお知らせ！	4
3. 地域建設業支援緊急対策調査事業 （建設業緊急相談窓口の設置）について	6
4. 「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」 及び「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について	7
5. 土地の譲渡益に関する新たな特例措置について	8
6. 宮崎県における最低賃金の改正に伴う周知について	11
◇雇用改善コーナー	
1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	12
2. 建設教育訓練助成金のご案内	14
◇宮崎県ダンプカー協会	
1. 飲酒運転根絶運動の実施について	16
◇技 士 会	
1. 平成21年度土木施工管理技術検定試験 1級（学科）2級の「受験準備講習会」のご案内	17
2. 平成21年度1・2級土木施工管理技術検定試験の願書受付について	17
3. 平成21年度1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表	18
◇建 退 共	
1. あなたは、どの方法を選びますか？	19
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）	20
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（12月分）	20
◇建 災 防	
1. 平成21年度各種技能講習等の実施予定について	21
2. 死亡災害が大幅に減少！	23
3. 職場における健康診断推進運動の実施について！	23
◇火薬協会	
1. 平成20年中の火薬類事故について	25
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（12月分）	27
◇試験・研修等のご案内	
1. 「住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会」のご案内	28

平成21年 2 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊤			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木			
6	金	監理技術者講習会	高所作業車運転技能講習 (8日まで清武)	
7	土			
8	㊤			
9	月			
10	火			
11	水	建国記念日	建国記念日	建国記念日
12	木			火薬九州地区ブロック協議会 (熊本)
13	金	宮崎県建設業協会第2回総務委員会		
14	土			
15	㊤			
16	月		基金納入告知書発送	
17	火		安全管理担当者(土木)のための リスクアセスメント教育(延岡)	
18	水			
19	木	宮崎県建設業協会常務理事会 九州建設業協会九州ブロック雇用 改善コンサルタント会議及び雇用・ 能力開発機構各県センターとの合 同会議(長崎) 県議会2月定例会開会(18日閉会)	車両系建設機械(整地・掘削)運 転技能講習(21日まで清武)	全建協連企画研究会(東京)
20	金	全国建設業協会第2回建築委員会 (東京)		
21	土			
22	㊤			
23	月	九州建設業協会第2回土木委員会 (福岡)		
24	火	九州建設業協会第2回建築委員会 (福岡)		
25	水			
26	木			
27	金			
28	土			

平成21年3月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	㊤			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木			
6	金		建災防全国事務局長会議（東京）	
7	土			
8	㊤	平成20年度（下期）1～4級建設業経理検定試験（宮崎大学）		
9	月		基金資産運用検討委員会 基金平成20年度第4回代議員会（宮崎） 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（14日まで清武）	
10	火	全国建設業協会評議員会（東京）		
11	水	全国建設産業団体連合会総務・広報・構造改善合同委員会（東京） 建設業振興基金第2回参加会（東京）		

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（1月分）

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会のご案内（追加開催決定分）	宮崎県建築連絡協議会	HTML
2	平成21年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集協力について	宮 崎 県	PDF

【会員専用】

	項 目	所 管	形 式
1	「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について	国 交 省	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（1月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

地区（市）名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
都 城	（株）東 洋	代表者	森 悦 子	森 勇

宮崎県建設業協会

1. 第10回常務理事会を開催

平成21年1月26日（月）13時30分、県建設会館2階「委員会室」において、第10回常務理事会が開催され、また、常務理事会に先立ち県土整備部より「宮崎県経済・雇用緊急対策」について説明がなされた。



審議内容等含め、主な議題については下記のとおりである。

1. 宮崎県経済・雇用緊急対策について（県からの説明）

管理課及び技術企画課より、39億9千万円の公共事業等の執行について、緊急で行うため入札公告期間を短縮するなど早期発注や受注の機会を確保するための周知説明があった。県からの説明の後、約1時間の質疑応答があり、「対策を講じていただいたのは有難いが、現状の入札制度を早急に改革しないと、対策にならない」など業界の厳しい現状を改めて訴えた。

2. 要望事項について

永野会長が、「ただ今県からの経済・雇用緊急対策事業で公共事業費39億9千万円の説明があったが、さらに国の第二次景気対策の補正予算等でかなり予算が増加しているが、業界の疲弊状態を認識の上、発注者はスピード感を持って対処しなければ大変なことになる」と挨拶され、下記要望3点について審議し、下記日時に正・副会長で要望することが了承された。

- ① 東九州自動車道は、県内工事でありながら県内業者に受注が少ないため西日本高速道路（株）に対し、分離分割で県内業者への発注の働きかけを県及び県議会へ要請
- ② 地域要件（エリア）の適正な設定（エリアの見直し：下記表参照）

等級区分	参加区分（土木一式工事）	
特A級	2億円以上	県内全域
	8千万円以上2億円未満	県内3ブロック
A級	4千万円以上8千万円未満	県内6ブロック
B級	2千万円以上4千万円未満	県内6ブロック
C級	1千万円以上2千万円未満	土木事務所単位
D級	1千万円未満	土木事務所単位

- ③ 補正予算及び次年度予算における公共事業予算の切れ目のない早期発注

要望日時 2月3日（火） 15：00～16：00 県議会議長
16：00～17：00 県土整備部長

3. 産業開発青年隊募集の協力要請について

現在、来年度の青年隊員を募集しているが、青年隊員の応募状況が芳しくなく、役員への協力を再度要請した。

2. 国土交通省宮崎河川国道事務所からのお知らせ！

河川維持工事と他工事の主任技術者の兼任について



公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。（建設業法施行令第27条2項）

年間を通して実施する河川維持工事は監督職員の指示により、小さな補修作業等を短時間で実施するものです。このため、年間を通して実施する河川維持工事の施工範囲内において、当該請負工事と密接な関連のある他工事の主任技術者を兼ねて施工管理することは可能です。（発注者は同一又は別々のいずれでも可。）

A出張所管内河川維持工事
発注者／国土交通省 △△河川事務所



A主任技術者

河川維持工事
(工事内容)
除草、状況把握、法面補修、階段補修、天端補修、水質事故対応、護岸補修(特定箇所の大規模な工事は除く)、樹木伐採、塵芥処理等

同一の業者が両工事を請け負った場合の主任技術者配置例

A出張所管内
河川維持工事

B築堤工事

【例1】別々に主任技術者を配置



A主任技術者



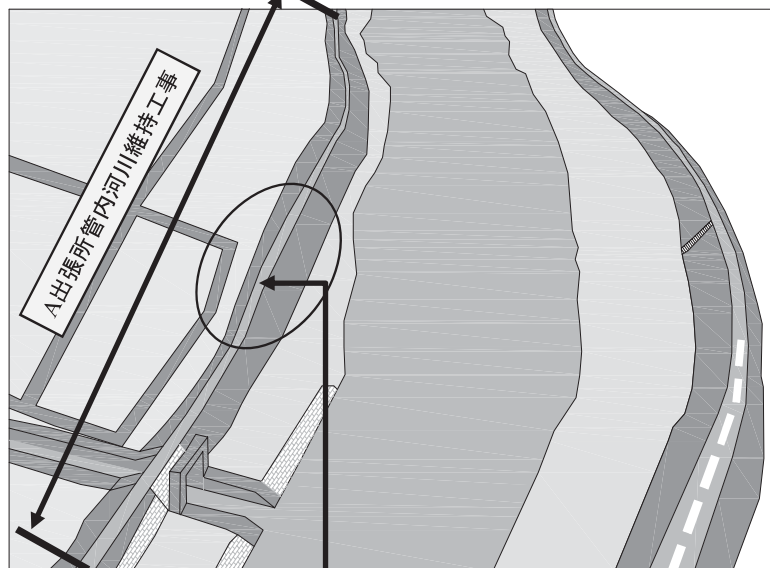
B主任技術者

【例2】A主任技術者が両工事を兼任



A主任技術者

※A主任技術者がB築堤工事の資格要件を満たすこと。



B築堤工事
発注者／国土交通省 △△河川事務所

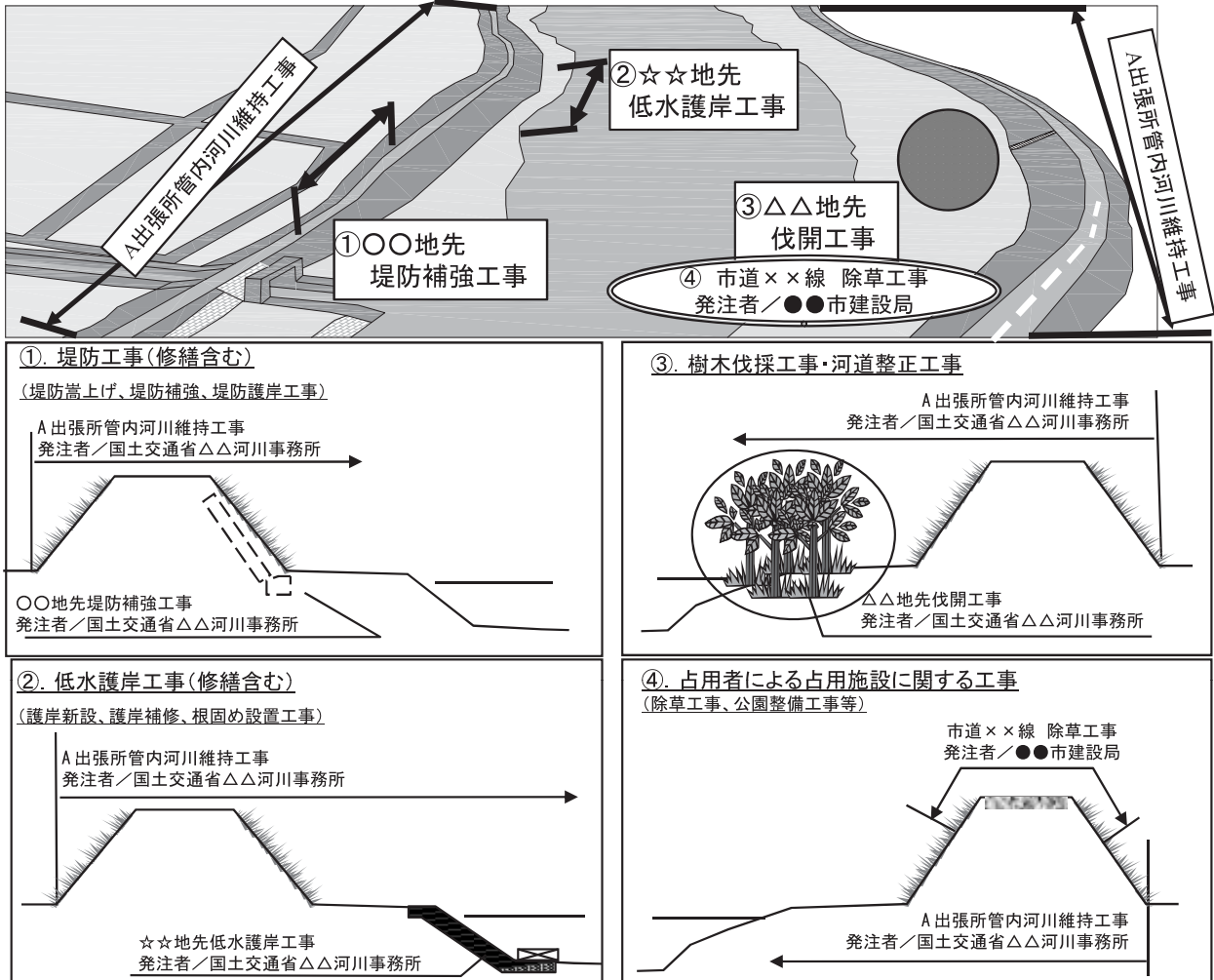


B主任技術者

河川維持工事と他工事の主任技術者の兼任事例

河川維持工事と他工事の兼任について、下記のような事例があります。

※兼任を認める工事は、兼任となった場合でも施工管理上支障の無いことを発注者が判断します。



河川維持工事と他工事の主任技術者の兼任を認めない事例

下記の他工事については河川維持工事との兼任ができませんのでご注意ください。

1. 監理技術者の設置が必要な工事
2. 河川区域内の工事のうち、施工管理が著しく困難な工事
例) 橋梁、堰、水門、揚排水機場、伏せ越し、鉄塔、上下水道管設置工事等(但し、取り付け護岸は除く)
3. 河川区域外に係る工事

不明な点についての問い合わせは、下記にお願いします。

宮崎河川国道事務所 技術副所長(河川担当) 奥野 博史(おくの ひろふみ)
河川管理課長 廣松 洋一(ひろまつ よういち)
TEL:0985-24-8221(代表)

3. 地域建設業支援緊急対策調査事業（建設業緊急相談窓口の設置）について

国土交通省総合政策局
建設市場整備課建設産業振興室

1. 趣旨

地域の建設業を取り巻く経営環境はかつてない厳しい状況にありますが、建設業は各地域における基幹産業の役割を担っており、各地域の活性化や雇用の維持という観点からも、その経営力の強化が重要な政策課題となっております。

今般、建設業者からの複雑かつ高度な経営相談に迅速に対応するべく「地域建設業支援緊急対策調査事業」を株式会社日本総合研究所に委託しており、同社に「建設業緊急相談窓口」を設置致します。

2. 経営相談の内容例

経営改善計画策定、財務戦略、収益性改善、連鎖倒産回避等。

※ なお、本件窓口での対応はあくまでも経営課題に対するアドバイスであり、融資の申込み、書類の申請等の実務的な支援は対象外です。また、本件支援にて行った提言内容の実現を保証するものではありません。

3. 相談方法について

株式会社日本総合研究所に設置する窓口にご連絡を頂き、相談内容に応じて弁護士、会計士等の専門家によるアドバイスを行います。

また、これらの専門家が、モデル的に、現地を実際に訪問し、アドバイスを行う場合があります。なお、相談費用は無料です。

※ 相談を行う専門家には守秘義務があります。相談内容を業務目的以外に使用することは一切ありませんのでお気軽にご利用下さい。

4. 相談窓口設置期間

平成21年1月20日（火）～平成21年3月19日（木）

5. お問い合わせ窓口

相談を希望される方は、下記URLの様式をダウンロードした上で必要事項をご記入のうえ、下記窓口までFAX又はメールにて送付願います。

建設業緊急相談窓口：株式会社 日本総合研究所 総合研究部門内
窓口直通：03-3288-4792
FAX：03-3288-4691
E-mail：toyoda.norikazu@jri.co.jp
URL：http://www.jri.co.jp/press_html/2008/090119.html.

6. その他

本事業は、財団法人建設業振興基金で実施しているワンストップサービスセンター事業と相互に連携を行っております。ワンストップサービスセンターの詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>

本件に関するお問い合わせ

国土交通省総合政策局
建設市場整備課建設産業振興室
福 田（内24-827）
03-5253-8111（代）

4. 「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

国土交通省総合政策局建設業課長

平成20年10月8日付け国総建第177号による建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の改正に伴い、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成13年4月3日国総建第99号）及び「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日国総建第97号）の一部を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建設部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に対して通知し、各都道府県建設業担当部長に対して参考送付したところです。

つきましては、貴団体参加の建設業者に対して周知・指導方お願いいたします。

附 則

この通知は、平成21年4月11日から適用する。

■「建設業許可事務ガイドラインについて」の主な改正点

新旧対照表の該当ページ	改正点
8ページ	許可申請書類について、「② 登記事項証明書等の添付について」が追加された。
13ページ	許可の取消し処分の公告事項について、審査請求の期限の起算日が「 <u>通知書を受け取った日の翌日</u> 」から「 <u>処分があったことを知った日の翌日</u> 」に改正された。

※ 「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」は、特に大きな改正点はありませんでした。

※ 宮崎県建設業協会・会員専用HPをご覧ください。（下記添付資料掲載）

[添付資料]

資料第1) 「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

資料第2) 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間についての一部改正に係る新旧対照表

資料第3) 建設業許可事務ガイドラインについての一部改正に係る新旧対照表

資料第4) 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

資料第5) 建設業許可事務ガイドラインについて

5. 土地の譲渡益に関する新たな特例措置について

＜問合せ先＞ 国土交通省土地・水資源局土地政策課
土地企画調整室 井浦、加納
TEL：03-5253-8292

昨年12月に政府・与党で決定された税制改正案では、平成21、22年の2年間に土地を取得すれば、土地の譲渡益課税について大きなメリットを受けることができる2つの制度が盛り込まれました。

これらの制度の内容とメリットをご紹介します！

（注）平成21年度税制改正については、今後、法律案の国会審議が行われることとなります。

1 取得する土地等の将来譲渡益に係る1,000万円特別控除

個人又は法人が、平成21、22年中に土地又は土地の上に存する権利を取得した場合には、将来その土地等を譲渡し（所有期間が5年を超える場合に限る。）、譲渡益が発生した際には、1,000万円まで特別控除（所得控除）されます。

＜イメージ＞

平成21年(または22年)に
4,000万円の土地を購入



5年を超えて保有したあと

5,000万円で土地を売却



譲渡益	1000万円
特別控除	▲1000万円
	0円

注：1. 棚卸資産は対象となりません。

2. 居住用資産の譲渡益に係る3,000万円特別控除との併用はできません。

■ このようなメリットがあります！

将来の課税が減免されるので、ビジネスに好機であり、オフィスや店舗用として買い時です。



居住用資産の譲渡益に係る3,000万円特別控除の適用のない投資用マンションやセカンドハウス、別荘などの土地にも適用されます。

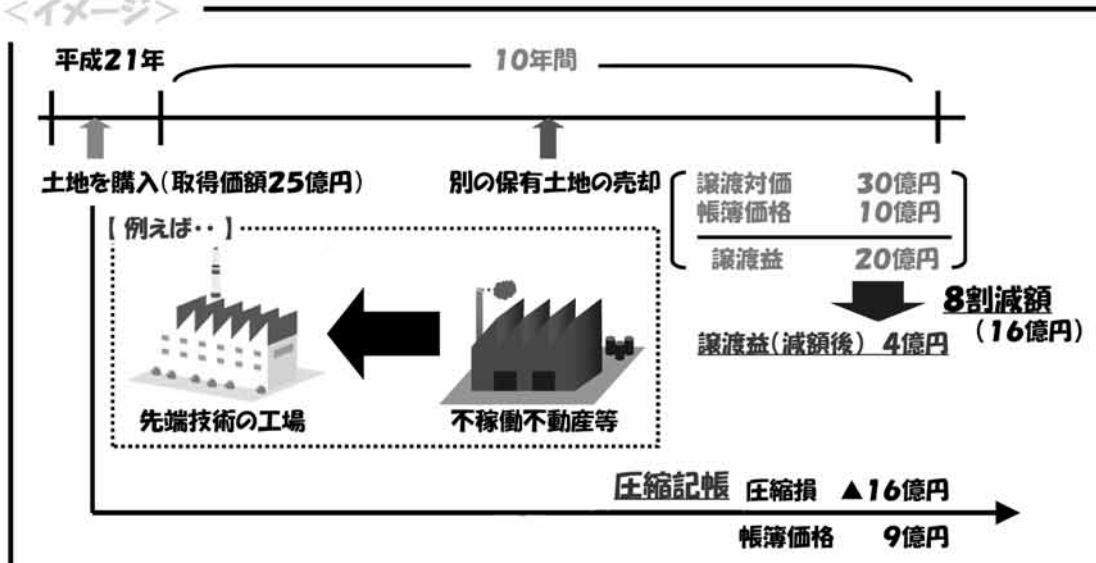


2

保有する土地等の将来譲渡益に係る課税の繰延べ制度

平成21、22年中に土地又は土地の上に存する権利を取得した法人または個人事業者については、その土地等の取得価額を限度として、その後10年間に他の土地等を売却して譲渡益が発生しても、その8割（この特例の適用を受ける土地等が平成22年取得分のみである場合は6割）が減額（圧縮記帳による課税の繰延べ）されます。

<イメージ>



注：1. 棚卸資産は対象となりません。

2. この特例の適用を受けるためには、取得した年の確定申告書の提出期限までに、適用を受ける旨の届出書を提出する必要があります。

■ 現行の事業用資産の買換特例と比べて以下のメリットがあります！

★取得価額に達するまで、10年間にわたり何度も利用可能です

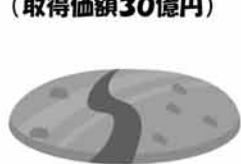
→ 中長期的な土地の売却に活用できます。

※ 現行の買換特例は、原則、同一事業年度での買換えのみ対象となっています。

平成21年に土地を購入
(取得価額30億円)

別の保有土地Aの売却

別の保有土地Bの売却



3年後



5年後



譲渡益 20億円

譲渡益 15億円

↓ 16億円減額
譲渡益(減税後) 4億円

↓ 12億円減額
譲渡益(減税後) 3億円

帳簿価格 14億円
(16億円を圧縮記帳)

帳簿価格 2億円
(12億円を圧縮記帳)

★購入する土地はすぐに事業の用に供する必要がありません

- 例えば、中長期的な再開発事業のための種地取得に活用できます。
※ 現行の買換特例は、原則、取得後1年以内に事業の用に供することが必要です。



★購入する土地・売却する土地の面積等に条件がありません

- 例えば、事業の拡大を予定して、地価のより安いところで大規模な工場用地や店舗用地を取得する際に活用できます。
※ 現行の買換特例は、買換えにより土地等の面積が5倍を超えて拡大する場合には適用ができません。

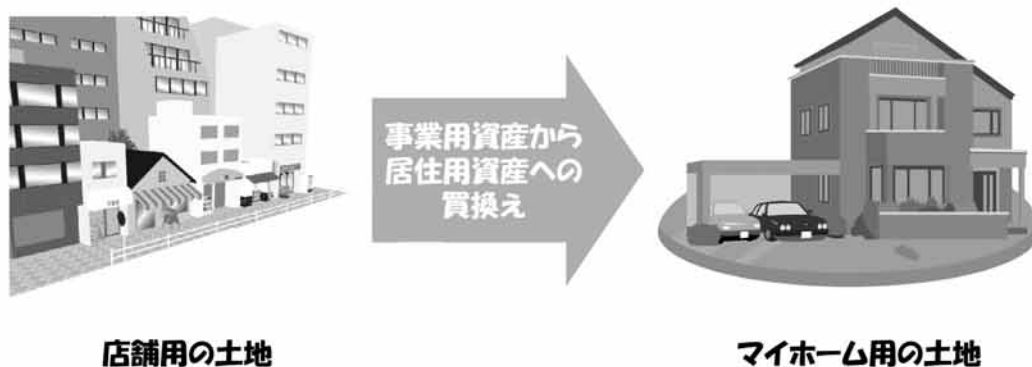


以上の性格から、CRE戦略にも最適です。

※ CRE (Corporate Real Estate) : 企業価値向上の観点から、経営戦略的視点に立って見直しを行い、不動産投資の効率性を最大限向上させていこうという考え方

★自己の居住用として購入する土地も対象となります

- 例えば、個人事業者が、近い将来に店舗用の土地を売却することを前提として、マイホーム用の土地を購入する場合にも活用できます。
※ 現行の買換特例は、購入した土地を居住用とする場合には特例の対象となりません。



6. 宮崎県における最低賃金の改正に伴う周知について

宮崎労働局長

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既にお知らせしておりますとおり、「宮崎県最低賃金（地域別最低賃金）」につきましては、時間額を627円に改正し、平成20年10月26日より発効しているところです。

今般、4業種の産業で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」が改正され、同封の「宮崎県最低賃金一覧表」のとおり発効することとなりました。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、同封の掲示用チラシ（A3版）を窓口等に掲示していただきますとともに、貴会の広報誌やホームページに関係記事を掲載いただくなど、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます（「記載文例」を添付させていただきました。）。

なお、お手数ですが、記事を掲載いただきました広報誌等は、同封の返信用封筒により当局賃金室まで1部送付くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

[連絡先]

宮崎労働局労働基準部賃金室

〒880-0805

宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎

電話（0985）38-8836

（記載文例）

宮崎県の最低賃金が改正されました。

改正された金額及び発効日は次のとおりです。

業 種	区 分	改正後の時間額（円）	発 効 日
宮 崎 県 最 低 賃 金		6 2 7	平成20年10月26日
産 業 別 最 低 賃 金	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	6 5 4	平成20年2月31日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	6 8 4	平成20年12月31日
	各種商品小売業	6 6 7	平成20年12月31日
	自動車（新車）小売業	6 9 6	平成20年12月31日

※ 宮崎県最低賃金は、業種等に関係なく、また、パートタイマー、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。

※ 産業別最低賃金の件名については、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に伴い一部改正されていますが、適用の範囲は従来どおりで変更はありません。

（問い合わせ先）

宮崎労働局賃金室 TEL 0985（38）8836

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい 職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円/1人1日(6日分を限度))

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力アピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高年齢労働者等に配慮した処遇制度(継続雇用制度等)や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は随時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例えは ●1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 など
にその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

6 社会保険労務士等の利用

- 例えは ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその
経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費	
300,000円…①	300,000円×1/2=150,000円…④
シャワー室の設置経費	
65,000円(※イ)×6ヶ月=390,000円…② (※イ)=1ヶ月当たりの賃借料	390,000円×1/2=195,000円…⑤
雇用管理研修の受講経費	
10,000円(※ロ)×1日間×2名=20,000円…③ (※ロ)=受講者(雇用保険の被保険者)の通常の賃金日額	10,000円(※ハ)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※ニ)のため 5,000円(※ニ)×1日間×2名=10,000円…⑥ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 710,000円 (①+②+③)	助成額 355,000円 (④+⑤+⑥)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	クレーン運転実技教習
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械（ <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> （ 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 ） </div> 運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が **助成** します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

信頼される仕事は 安心できる職場から

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
第2種(経費助成)	
100,000円(※イ)×5名=500,000円…① (※イ)=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
第4種(賃金助成)	
9,000円(※ロ)×6日間×2名=108,000円 10,000円(※ロ)×6日間×1名=60,000円 11,000円(※ロ)×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② (※ロ)=受講者(雇用保険の被保険者)の通常の賃金日額	10,000円(※ハ)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※ニ)のため 5,000円(※ニ)×6日間×5名=150,000円…④ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 800,000円 (①+②)	助成額 500,000円 (③+④)

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技連マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の間隔の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

宮崎県ダンプカー協会

1. 飲酒運転根絶運動の実施について

宮崎県交通安全対策推進本部長
宮崎県知事 東国原 英夫

このことについて、本年度も「交通安全活動推進要綱」に基づき、平成21年2月1日（日）から2月10日（火）までの10日間、「広報啓発活動の強化」及び「飲酒運転取締りの強化」を重点として、別添実施要綱のとおり飲酒運転根絶運動を実施します。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、それぞれの組織の特性を活かした積極的な交通安全活動を実施していただきますようお願いします。

平成20年度

飲酒運転根絶運動実施要綱

宮崎県交通安全対策推進本部

1 期 間


平成21年2月1日（日）～10日（火）

2 重 点

(1) 広報啓発活動の強化
(2) 飲酒運転取締りの強化

3 推進事項

(1) 地域、職場、家庭等における飲酒運転を許さない環境づくりの促進
(2) 各種広報媒体の活用による飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進
(3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
(4) 酒類を提供する飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
(5) 交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等による飲酒運転根絶気運の醸成
(6) 自動車運送事業者の営業所等におけるアルコール検知器の普及及びその適正な活用促進



平成19年度
宮崎県交通安全ポスターコンクール
中学校の部 金賞 宮崎日本大学中学校
黒木 真阿弥さんの作品



「ハンドルキーパー運動」をご存じですか？

「ハンドルキーパー運動」とは、
自動車で中間と飲食店などへ行く場合に、
お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、
その人が中間を自宅まで送り届ける運動です。

技 士 会

1. 平成21年度 土木施工管理技術検定試験 1 級（学科） 2 級の「受験準備講習会」のご案内

【CPDS 認定講習会】

1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を、県建設業協会の後援により毎年開催し、多くの合格者を輩出いたしております。

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切なことでもあります。

講習会では、実戦的なテスト形式を採用し社内教育に実績のある会員企業から優秀な講師を迎えて実施しているもので、受講者の方々にも大好評をいただいております。

技士会会員はもとより会員以外の技術者の方も、ふるって参加ください。

土木施工管理技士の国家資格取得を目指す技術者、皆様方と一緒に学習を行います。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願いいたします。

日 程	1 級学科講習	平成21年 4 月 22 日（水）～平成21年 4 月 24 日（金） 平成21年 5 月 13 日（水）～平成21年 5 月 15 日（金） 6 日間
	2 級学科講習	平成21年 7 月 22 日（水）～平成21年 7 月 24 日（金） 平成21年 7 月 29 日（水）～平成21年 7 月 31 日（金） 6 日間
場 所 問合わせ	「宮崎県建設会館」 宮崎市橋通東 2 丁目 9 番 19 号 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 各地区建設業協会へおたずねください	

* 1 級土木施工管理技士の国家資格を取得すると…

- ① 工事現場の主任技術者になれる
- ② 技術力評価点 5 点が付与
- ③ 監理技術者になれる

* 2 級土木施工管理技士の国家資格を取得すると…

- ① 工事現場の主任技術者になれる
- ② 技術力評価点 2 点が付与

2. 平成21年度 1・2 級土木施工管理技術検定試験の 願書受付について

平成21年度の 1・2 級の土木施工管理検定試験の受付が始まります。

受付期間が短いので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。

この技術検定試験は土木工事に従事する施工管理技術者の技術力の向上と技術水準の確保を図る目的として建設業法第27条の定めにより設けられた技術検定制度であります。

この資格を取得されますと、土木工事現場における工程管理、品質管理、安全管理など工事の施工に必要な技術上の管理を適切に行うことができます。

この資格がないと、建設土木工事を行うことは出来ません。

受付期間 平成21年 4 月 1 日（水）～平成21年 4 月 15 日（水）

詳しいことは 「宮崎県土木施工管理技士会」 へ (0985～31～4696)

3. 平成21年度 1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表

去る、平成20年10月7日に1級土木施工管理技術検定「実地試験」が行われました。

その、実施結果について平成21年1月18日に（財）全国建設研修センターから発表があり、合格者にはすでに通知がなされているところであります。

つきましては、各試験地における合格者数等は下記のとおりとなっております。

なお、（財）全国建設研修センターのホームページ（<http://www.jctc.jp/>）でも合格者の受験番号が掲載されていますので併せてご連絡いたします。

平成20年度 1級土木施工管理技術検定・実地試験結果表
（平成20年10月7日実施 全国13地区31会場）

平成21年1月20日発表

検定地	学科試験（平成20年7月6日実施）					実地試験					学科のみ合格者数
	受験予定者数	出席者数	出席率（%）	合格者数	合格率（%）	受験予定者数	出席者数	出席率（%）	合格者数	合格率（%）	
札幌	2,207	1,916	86.8	1,335	69.7	1,927	1,748	90.7	438	25.1	1,024
釧路	630	554	87.9	368	66.4	489	471	96.3	131	27.8	276
青森	954	806	84.5	574	71.2	826	748	90.6	210	28.1	417
仙台	3,457	2,890	83.6	2,102	72.7	3,103	2,820	90.9	717	25.4	1,637
東京	11,292	9,504	84.2	6,778	71.3	9,903	8,937	90.2	2,261	25.3	5,133
新潟	1,886	1,665	88.3	1,240	74.5	1,793	1,640	91.5	430	26.2	956
名古屋	5,457	4,643	85.1	3,379	72.8	4,724	4,327	91.6	1,192	27.5	2,438
大阪	7,636	6,411	84.0	4,337	67.6	6,315	5,740	90.9	1,528	26.6	3,200
岡山	1,658	1,446	87.2	977	67.6	1,382	1,265	91.5	361	28.5	711
広島	2,066	1,803	87.3	1,342	74.4	1,892	1,745	92.2	475	27.2	978
高松	1,996	1,730	86.7	1,286	74.3	1,886	1,740	92.3	470	27.0	954
福岡	7,185	6,159	85.7	4,333	70.4	6,248	5,709	91.4	1,398	24.5	3,334
沖縄	1,242	1,029	82.9	552	53.6	808	703	87.0	132	18.8	452
計	47,666	40,556	85.1	28,603	70.5	41,296	37,593	91.0	9,743	25.9	21,510

上表のとおり、全国受験予定者数合計41,296人（前年度38,592人）に対して、当日の出席者数は37,593人（同35,161人）と、今年度は前年度に比べ予定者数は増えたものの、出席率は91.0%（同91.1%）と前年度とほぼ同じです。

合格者数は合計9,743人（12,899人）で、合格率25.9%と前年度の36.7%を10.8%も下回っています。

福岡会場は、受験予定者数の6,248人（前年5,742人）に対して、出席者数5,709人（同5,277人）でいずれも増大しており、出席率92.3%（同91.9%）でも前年度を僅かに上回っています。

合格者数は1,398人（同1,929人）で、合格率24.5%と前年度の36.6%を大きく下回っております。

今年度は、昨年度に比べて合格率が全国的に大幅に減少いたしました。学科の成績が良かったので期待をしておりましたが、厳しい結果となりました。

今後は更に厳しいことが予想されますので早めの対策が必要となります。

予想しなかったことが起こるのが、変化の時代である

建退共

1. あなたは、どの方法を選びますか？

会社の資金繰りの悪化により、Aさんの給料を6,510円減額しなければならなくなりました。あなたは、つぎのどの方法を選択しますか。

Aさんの現在の状況

給料	200,000円
建退共掛金	6,510円 (310円×21日分)
計	206,510円

① 給料	200,000円
建退共掛金	0円 (310円×0日分)
計	200,000円

※ Aさんには、建退共証紙を貼らなくなったことは言わない。

○メリット

Aさんは何も知らないので、会社は順調に推移していると思っている。

×デメリット1

加入・履行証明がもらえないので、経営審査で点数がもらえない。

×デメリット2

Aさんが退職したときに、退職金が少ないのでトラブルとなる。

② 給料	200,000円
建退共掛金	0円 (310円×0日分)
計	200,000円

※ Aさんには、建退共証紙を貼らなくなったことを説明する。

×デメリット1

Aさんの勤務意欲が低下する。

×デメリット2

加入・履行証明がもらえないので、経営審査で点数がもらえない。

×デメリット3

退職金が少なくなる。

③ 給料	193,490円
建退共掛金	6,510円 (310円×21日分)
計	200,000円

※ Aさんには、給料が下がったことを説明する。

○メリット1

給料は下がるが、税金も若干安くなる。

○メリット2

退職金を手にしたときに、掛け続けてもらってよかったと感謝される。

×デメリット1

Aさんの勤務意欲が低下する。

～ 建退共のおすすめは もちろん③です♪♪ ～

★ 建退共全員加入で明るい職場 (加入率のアップ) ★
★ お疲れさまに貼る1枚 (手帳更新率のアップ) ★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分		月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (11月分)
	共 済 契約者数	被共済者数			冊	件	
11月末計	社 3,460	名 47,926	前年度累計	355,150	37,594	21,004,125	109,692,908
加 入	8	177	当 月 分	760	137	104,477	60,016
脱 退	44	146	本 年 度 分	7,499	1,785	1,440,560	483,140
12月末計	3,424	47,957	累 計	362,649	39,379	22,444,685	110,176,048

注：掛金収納額は20.11月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（12月分）

1. 適用

(平成20年12月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
374社	4,156人	656人	4,812人

2. 給付

裁定状況

(平成20年12月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	2	1,313,700	67	37,925,800
第2種退職年金	28	3,457,300	251	47,802,700
選択一時金	7	5,505,000	101	67,233,000
脱退一時金	35	5,505,700	313	62,075,600
遺族一時金	1	506,100	9	4,184,700

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成20年12月末現在)

信託資産	12,727,016,043 円
合 計	12,727,016,043 円

注：時価である

建 災 防

1. 平成21年度各種技能講習等の実施予定について

平成21年度の各種技能講習等の実施予定がきましたので、関係各位の計画的な受講につきまして御配慮頂くよう御案内致します。

なお、平成21年度の新規講習会として、「低圧電気取扱い業務特別教育」「振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育」「有機溶剤業務従事者安全衛生教育」「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育」を計画致しました。

また、既にお知らせしておりますように、平成22・23年度の「宮崎県入札参加資格審査」においては、当協会支部の会員事業場が当協会支部主催の各種講習会等（平成20年4月～平成21年8月までの間）に2名以上又は同一人が2回以上受講している実績がある場合のみ、加点頂くことになる見込みです。

【作業主任者等の関係】

講習種目	地区別			受講資格	受講料	テキスト代
	宮崎	都城	延岡			
1. 足場の組立て等作業主任者技能講習	・ 4 / 14～15 (41078)	・ 5 / 19～20 (41079)	・ 6 / 9～10 (41080)	・ 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に満18歳になってから3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木、建築又は造船を専攻して卒業した方は2年以上の従事） ・ その他の方	9,000 (8,000)	1,600
2. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	・ 6 / 16～17 (41082)		・ 4 / 23～24 (41081)	・ 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木又は建築を専攻して卒業した方は2年以上の従事） ・ その他の方	9,000 (8,000)	1,900
3. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	・ 5 / 12～14 (41084)	・ 10 / 6～8 (41086)	・ 6 / 2～4 (41085)	・ 地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取り付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木、建築又は農業土木を専攻して卒業した方は2年以上の従事） ・ その他の方	13,000 (5,000)	2,500
4. 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	・ 7 / 13～14 (41087)			・ 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業に3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木、建築を専攻して卒業した方は2年以上の従事） ・ その他の方	9,000 (8,000) (6,000)	1,500
5. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	・ 8 / 20～21 (41088)			・ 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木、建築を専攻して卒業した方は2年以上の従事）	9,000 (8,000)	1,800
6. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	・ 8 / 18～19 (41089)			・ コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木又は建築を専攻して卒業した方は2年以上の従事） ・ その他の方	9,000 (6,000) (5,000)	2,100
7. 職長・安全衛生責任者教育	・ 4 / 21～22 (41090) ・ 11 / 19～20 (41093)	・ 5 / 27～28 (41091)	・ 7 / 8～9 (41092) ・ 12 / 8～9 (41094)	・ 職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない方又はこれから選任される予定の方	10,000 (12,000)	2,000
8. 安全管理担当者のためのリスクアセスメント教育	・ 4 / 2（建築） (41466) ・ 5 / 15（土木） (41467) ・ 6 / 11（設備） (41468)		・ 7 / 22（設備） (41469) ・ 8 / 25（土木） (41470) ・ 9 / 29（建築） (41472)	・ 建設工事現場（土木）の安全関係の管理者（統括安全衛生責任者（作業所長等）、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、作業所工事主任クラス及び建設企業において施工要領書の作成においてリスクアセスメントに携わる管理者とする）	5,500 (6,500)	3,500
9. 現場管理者統括管理講習（統括安全衛生責任者）	・ 7 / 24 (41474)			・ 事業者又は現場代理人等に選任された方並びに現場代理人等にこれから選任される方	6,000 (7,000)	1,700
10. 「土止め先行工法」講習	・ 8 / 11 (41475)			・ 上下水道等の工事の溝掘削作業の施工計画担当者、現場管理責任者及び地方自治体の工事発注に携わる方	4,540 (5,540)	2,460
11. 低圧電気取扱い業務特別教育	・ 5 / 26 (41479) ・ 9 / 4 (41483)		・ 8 / 7 (41481) ・ 11 / 10 (41484)	・ 低圧（交流600V以下、直流750V以下）の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に従事する方（電気工事士免許取得者も必要）	6,000 (7,000)	1,000
12. ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育	・ 7 / 2 (41485)			・ ダイオキシン類廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰等を取り扱う業務又は廃棄物の焼却施設に設置された焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務及び解体等の業務に従事する方	5,000 (6,000)	1,000
13. 石綿取扱い作業従事者特別教育	・ 9 / 18 (41487)			・ 石綿含有建材等が使用されている建築物等の解体及び改修工事に従事する方	5,200 (6,200)	800
14. 振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育（チェーンソー除く）	・ 4 / 28 (41489)		・ 8 / 4 (41490)	・ さく岩機、ピックハンマー、コンクリートパイプレータ、コンクリートブリーダー、ランマー、刈払機等の振動工具を取扱う業務に従事する方	6,000 (7,000)	1,200
15. 有機溶剤業務従事者安全衛生教育	・ 7 / 7 (41491)			・ 有機溶剤を含有する塗料、防水剤、接着剤等を用いて行う有機溶剤業務に従事する方	6,000 (7,000)	1,000
16. 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	・ 6 / 23 (41492)			・ 酸素欠乏危険場所及び硫化水素発生等の危険場所における業務に従事する方	6,000 (7,000)	1,800

【車両系の関係】

講習種目	【会場】清武町：宮崎県建設技術センター												受講資格	受講料	テキスト代			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
17. 小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み及び掘削用）運転の業務に係る特別教育	3～4 (43077)			3～4 (43078)				2～3 (43079)					8～9 (43080)			・小型車両系建設機械の運転業務に従事する満18歳以上の方	11,000 (12,000)	1,100
18. ローラーの運転の業務に係る特別教育													13～14 (43081)			・ローラーの運転業務に従事する満18歳以上の方	10,700 (11,700)	1,300
19. 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習	16～18 (43237)	14～16 (43238)	18～20 (43239)	16～18 (43240)			3～5 (43241)	15～17 (43242)	26～28 (43243)				14～16 (43244)	18～20 (43246)	15～20 (43247)	・大型特殊自動車免許所持者 ・普通又は中型、大型自動車免許所持者で、小型車両系建設機械の特別教育修了後、3ヶ月以上従事した経験を有する方は3日間講習（普通又は大型自動車免許所持者は6日間講習） ・その他の方	77,000 (31,000)	1,600
20. 高所作業車運転技能講習	10～12 (43187)		12～14 (43188)		21～23 (43189)			23～25 (43190)		11～13 (43191)				5～7 (43192)		・建設機械施工技術検定合格者 ・普通又は中型、大型自動車運転免許所持者 ・移動式クレーン運転免許所持者 ・車両系建設機械運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習、フォークリフト運転技能講習、小型移動式クレーン技能講習等を修了した方	(35,000) (33,000)	1,800
21. 車両系建設機械（解体用）運転技能講習			26 (43193)											10 (43194)		・車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した方	(10,000)	1,800
22. 不整地運搬車運転技能講習		22～24 (43195)					11～13 (43196)						22～24 (43197)			・車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した方 ・大型特殊自動車免許所持者 ・その他の方	(31,000)	1,500

講習会場について

【宮崎】宮崎県職業能力開発協会、【都城】都城地区建設業協会、【延岡】延岡地区建設業協会、
【清武】宮崎県建設技術センター



留意して頂きたい事項

- 高所作業車及び不整地運搬車の運転技能講習の日数は、3日間の内の連日又は隔日の2日間（学科1日・実技1日）になります。
- 講習種目番号7～18（一般教育等）の受講料の（ ）内は、建災防非会員の受講料です。
- その他の講習種目番号の受講料の（ ）内は、一部科目免除者の受講料です。

受講の手続き

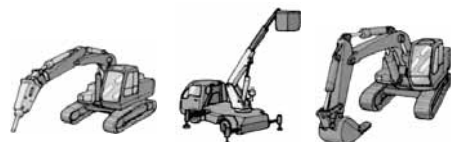
- 受講申込みは6ヶ月前から受理しています。なお、記入された氏名・生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- 所定の「申込書」（当支部又は各地区建設業協会にあります）に必要な事項を記入の上、受講料を添えてお申込み下さい。（FAX可）
なお、ホームページに記載してあります「申込書」をご利用いただくことも可能です。

★建設教育訓練助成金のご案内★

建設事業主の方が従業員の技能向上のために登録教習機関である当協会支部が実施する『各種の作業主任者技能講習及び各種の車両系建設機械運転技能講習並びに各種の特別教育』を受講させた場合、建設教育訓練助成金として労働者1人につき1日当たり最高5,000円（例、5人の労働者を3日間実施される車両系建設機械運転技能講習を受講させた場合は75,000円）が国から賃金の助成金として支給されます。

詳細については、独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター
（宮崎市大字恒久4241番地、TEL 0985-51-1590）にお問い合わせ下さい。

【宮崎労働局登録番号第2号】
建設業労働災害防止協会 宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19（宮崎県建設会館内）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504
ホームページ <http://www.kensaibou-miyazaki.jp>



2. 死亡災害が大幅に減少！

宮崎県における平成20年の建設業における死亡者数は平成20年12月31日現在、1名で「過去最少の死亡者数」（未確定）を樹立した模様です。

（過去の最少記録数は平成17年の4名）

このことは、会員事業場の皆様方を始めとした関係者等のご努力等によるものと高く「評価」されるものと思慮致します。

会員事業者の経営者の皆様方におかれましては、引き続き、経営者自らの現場パトロール及び社員教育等を実施して頂いて、さらなる労働安全衛生水準の向上をお願いします。

3. 職場における健康診断推進運動の実施について！

平成21年2月1日から平成21年2月28日までの間、第20回「職場における健康診断推進運動」が展開されますので、法定期間を経過している健康診断未実施の会員事業場におかれては実施して頂くようお願いいたします。

第20回「職場における健康診断推進運動」実施要綱

1. 趣 旨

「職場における健康診断」は、単に疾病を早期に発見するだけでなく、現在の健康状態を的確に把握し、その結果に基づいた適正配置、健康管理、作業環境管理等の事後措置を実施し、働く人々が健やかな職業生活を送ることに資するものでなければなりません。

また、健康の保持増進を図るための心もからだも含めた健康づくりも焦眉の課題となっています。

職場における健康診断の実施状況をみますと、中小企業では労働衛生に関する意識が必ずしも十分でないこと等から、健康診断の実施率において大企業に比べ低調な状況にあり、しかも、その結果に基づく事後措置にも不十分な面が見られ、適切な健康管理を定着させるには、大きな問題があります。

さらに、平成20年度から始まった特定健診・特定保健指導による、働く人とその家族の生活習慣病の予防とその早期発見が重要となっております。

また、鉛・有機溶剤等の化学物質をはじめとする職場の有害要因による健康障害の防止については、それらによる身体への影響の把握等を基本として、健康状態の経時的観察や作業環境の改善等を行うことが大切です。

以上のことから「職場における健康診断」の適正な実施と働く人々の健やかな職業生活の確保を図るため、平成20年度においては、中小企業における健康診断の実施促進を重点に「職場における健康診断推進運動」を全国的に展開し、労働安全衛生水準の向上に寄与することを目的とします。

2. 実施期間

平成21年2月1日から2月末日まで

3. 平成20年度の重点

中小企業における健康診断の実施促進

4. スローガン

「受けて活かそう 健康診断 見つめて改善 生活習慣」

5. 主 催

中央労働災害防止協会

社団法人 全国労働衛生団体連合会

6. 後 援

厚生労働省

7. 協 賛

社団法人 日本医師会

社団法人 日本経済団体連合会

日本商工会議所

全国中小企業団体中央会

独立行政法人 労働者健康福祉機構

財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

社団法人 全国労働基準関係団体連合会

全国社会保険労務士会連合会

社団法人 日本作業環境測定協会

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

8. 主催者の主な実施事項

- (1) 説明会、その他各種集会の機会に、中小企業における健康診断の実施促進のための周知・啓発を図る。
- (2) 特定健診・特定保健指導事業の周知を図る。
- (3) メンタルヘルスを含む健康づくり事業の周知を図る。
- (4) 総合精度管理事業の周知を図る。
- (5) 企業内及び企業外健康診断実施体制の整備の促進を図る。
- (6) 関係団体との連携を強化して関係者の理解を深める。
- (7) 都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センター等への協力。
- (8) 機関誌、ポスター等を会員機関等に配布又は頒布する。

火 薬 協 会

1. 平成20年中の火薬類事故について

(1) 総括表

平成20年12月9日現在

取 扱	項 目 種 類 別	件 数		死 亡		傷 害		
		件	計	死	計	重傷	軽傷	計
製 造 中	産 業 火 薬	3		0		1	2	
	煙 火	1	4	1	1	0	0	1 - 2
	が ん 具 煙 火	0		0		0	0	
消 費 中	産 業 火 薬	7		0		3	3	
	煙 火	29	39	0	0	4	47	7 - 51
	が ん 具 煙 火	3		0		0	1	
運 搬 中	産 業 火 薬	0		0		0	0	
	煙 火	0	0	0	0	0	0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0	0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0		0		0	0	
	煙 火	0	0	0	0	0	0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0	0	
が ん ろ う 中	産 業 火 薬	0		0		0	0	
	煙 火	0	0	0	0	0	0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0	0	
そ の 他 の 事 故	産 業 火 薬	0		0		0	0	
	煙 火	0	1	0	0	0	0	1 - 2
	が ん 具 煙 火	1		0		1	2	
合 計	産 業 火 薬	10		0		4	5	
	煙 火	30	44	1	1	4	47	9 - 55
	が ん 具 煙 火	4		0		1	3	

(2) 事故一覧（産業火薬のみを紹介）

【製造中】

番号	発生日時	県 名	事 故 概 要
1	2.29 (金) 11:30	茨城県桜川市	自動車用ガス発生器に使用する点火薬を廃棄する際の前処理工程で、溶剤を混合する作業中に爆発し、火災が発生した。作業員2名が負傷した。
2	5.13 (火) 14:30	福島県白河市	えい航標的用ロケットモーターに取り付けるイグナイターを女性作業員2名で組み立て中に発火し、1名が火傷を負った。組立作業は、イグナイターを構成する樹脂容器に火薬を詰め、その容器に蓋をし、容器と蓋を樹脂製のテープで接着する作業であった。
3	8.20 (水) 14:24	宮崎県延岡市	電気雷管の製造中、爆粉計量工室近辺で爆発が発生し、爆粉計量装置等及び、工室の天井、壁、窓等の一部が破損した。

無 災 害 知 識 と 技 術 と 正 し い 管 理

【消費中】

番号	発生日時	県名	事故概要
1	2. 4 (月) 15:00	茨城県笠間市	採石場で発破を行ったところ、飛石（約15×7×10cm）が発生し、採石場に隣接する県道（発生箇所から150m）を走行中の車両のフロントの一部が損傷した。
2	3.20 (木) 10:30	秋田県大館市	採石場のベンチ発破で飛石が発生し、発破現場より約100m離れた県道及び林地に落下した。県道のU字溝7箇所が破損し、塗装面に亀裂が生じたほか立木7本が破損した。
3	3.25 (火) 09:30	長野県大鹿村	採石場で発破を行ったところ、飛石（拳2個分程度の大きさ、1個）が発生し、発破現場から約300mの地点の民家に飛来して、トイレの屋根を破損した。
4	5.19 (月) 13:15	岩手県奥州市	採石場で発破を行ったところ、握り拳大の石が200m離れた別会社の事務所窓ガラスを突き破り、事務所内で勤務中の男性従業員に当たって、左腕を骨折した。
5	8.11 (月) 15:35	岡山県津山市	採石場の発破に伴い、飛石が発生し、近隣民家周辺に岩石が多数落下した。その一部は、民家及び農業倉庫兼車庫の屋根と電柱のトランスを破損させた。飛石の飛散距離は、100～130mであった。
6	10.11 (土) 16:24	兵庫県養父市	トンネル坑口から約25mのインバート（トンネル下部を補強するコンクリート部材）設置のための発破作業の際に、52孔に装薬後（含水爆薬）、導通確認をしたところ、1孔の導通が確認できなかった。このため、導通が確認できなかった1孔に親ダイを追加して全体の発破を実施した。発破後、導通が確認できなかった孔の残留薬の確認、回収のため、バックホウ（0.45m ³ 級）で掘削中に爆発し、残留薬の確認のため作業を注視していた6名中5名が負傷した。
7	10.15 (水) 17:00	山口県山口市	発破を行ったところ、10m ³ ほどの石が飛び、約150m離れた場所にとめてあった車のフロントガラスを破損させた。

保安教育 学んでなくそう 火薬事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成20年度	657	▲27.2%	13,489	▲5.7%	3,833	▲12.8%	116,067	▲2.9%
平成19年度	903	▲3.1%	14,311	▲13.7%	4,396	▲10.5%	119,514	▲17.4%
平成18年度	932	1.1%	16,588	11.2%	4,909	5.5%	144,757	12.4%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

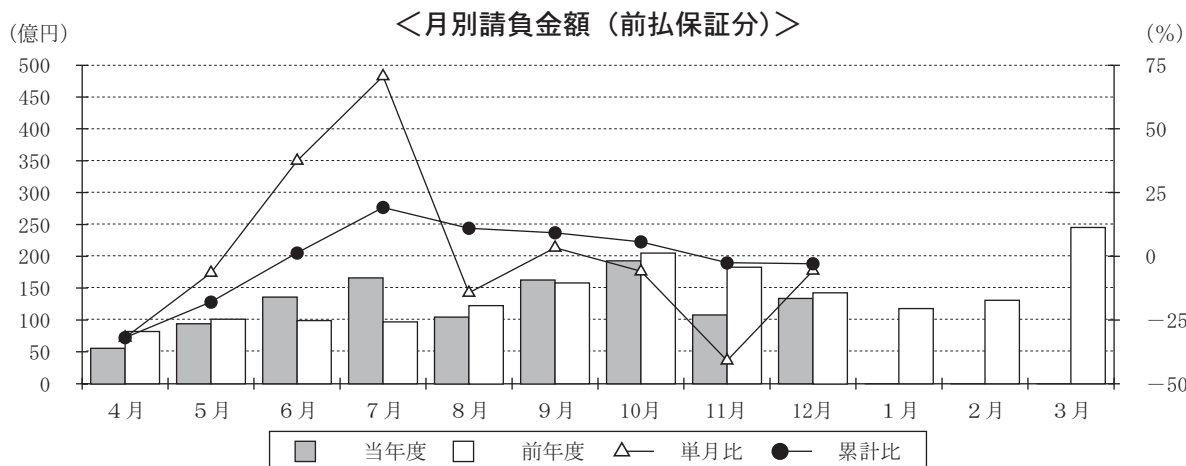
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	26	1,603	7.9%	11.9%	360	30,057	23.5%	25.9%
独立行政法人等	6	1,063	8.4%	7.9%	61	11,208	29.1%	9.7%
県	250	5,253	9.1%	38.9%	1,309	33,457	▲17.1%	28.8%
市 町 村	367	4,570	▲34.4%	33.9%	2,060	38,261	▲13.3%	33.0%
そ の 他	8	998	1527.8%	7.4%	43	3,082	53.5%	2.6%
計	657	13,489	▲5.7%	100.0%	3,833	116,067	▲2.9%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	132	3,134	17.5%	23.2%	857	28,497	6.8%	24.6%
高 岡	15	259	14.1%	1.9%	134	3,541	13.4%	3.0%
西 都	44	906	166.0%	6.7%	185	4,056	16.7%	3.5%
高 鍋	31	1,243	▲34.8%	9.2%	192	7,273	▲8.6%	6.3%
日 南	66	844	39.0%	6.3%	326	10,117	91.9%	8.7%
串 間	35	249	▲22.0%	1.9%	139	1,785	▲46.4%	1.5%
都 城	83	1,205	▲38.5%	8.9%	539	12,122	▲27.7%	10.4%
小 林	54	549	▲35.1%	4.1%	358	8,731	17.8%	7.5%
日 向	74	2,053	▲6.2%	15.2%	471	16,026	▲12.5%	13.8%
延 岡	70	1,764	▲8.1%	13.1%	398	18,512	▲14.6%	16.0%
西 臼 杵	53	1,278	▲3.6%	9.5%	234	5,402	▲1.9%	4.7%
計	657	13,489	▲5.7%	100.0%	3,833	116,067	▲2.9%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 「住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会」のご案内

平成21年1～3月開催分決定版

- 長寿命** 住宅の長寿命化に関する講習会 (社) 日本住宅協会
- 構造計画** 木造住宅(軸組構法)の構造計画に関する講習会 (財) 日本住宅・木材技術センター
- 耐震補強** 木造住宅の耐震補強のポイントと実務講習会 (財) 日本建築防災協会
- 省エネ** 住宅・建築物の省エネ法等に関する講習会 (財) 建築環境・省エネルギー機構
- 瑕疵担保** 住宅瑕疵担保履行法にかかる事業者向け講習会 (財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

Webサイトのご案内

<http://www.koushuukai.jp/>又は **技術支援講習会** で **検索**
Webサイトからお申し込みいただけます。
※宮崎県建設業協会ホームページでもご覧いただけます。

- 1 **講習会概要** (各講習会とも参加費・テキスト代は無料です)
ホームページ参照
- 2 **今後開催予定の講習会** 開催地：宮崎県

住宅の長寿命化に関する講習会
N45-01 延岡市(第1回)受付中 場所：延岡総合文化センター 日時：2009年2月27日 14:00～17:15
住宅・建築物の省エネ法等に関する講習会
S45-01 宮崎市(第1回)建築関係受付中 場所：JA・AZMホール 日時：2009年3月2日 14:00～17:30
住宅・建築物の省エネ法等に関する講習会
J45-01 宮崎市(第1回)住宅関係受付中 場所：JA・AZMホール 日時：2009年3月5日 14:00～17:30

住宅瑕疵担保履行法事業者向け講習会	
C45-01	日南市受付中 場所：日南市テクノセンター（商工会議所内） 日時：2009年3月16日 09：30～10：30
住宅の長寿命化に関する講習会	
N45-02	宮崎市（第1回）受付中 場所：J A・A Z Mホール 日時：2009年3月16日 14：00～17：15
住宅瑕疵担保履行法事業者向け講習会	
C45-02	西都市受付中 場所：プリムローズ西都 日時：2009年3月16日 14：30～15：30
住宅瑕疵担保履行法事業者向け講習会	
C45-03	小林市受付中 場所：小林商工会議所 日時：2009年3月17日 09：30～10：30
住宅瑕疵担保履行法事業者向け講習会	
C45-04	日向市受付中 場所：ベルフォート日向 日時：2009年3月18日 09：30～10：30
住宅瑕疵担保履行法事業者向け講習会	
C45-05	宮崎市受付中 場所：日建学院宮崎校 日時：2009年3月27日 10：00～11：00

3 お申し込み方法 ※会場ごとに先着順、定員になりしだい、締め切らせていただきます。

1. **Webからのお申し込み** <http://www.koushuukai.jp/>
 （空席があれば講習受講日前日までお申込みいただけます）
 お申し込み後、申込み確認メールをご登録頂いたメールアドレスに送信いたします。
 確認後、配信される受講券を講習会当日ご持参のうえ受付にお渡し下さい。
2. **FAXによるお申し込み** 申込書（ネットより入手可）に必要な事項をご記入のうえ、お申し込み下さい。
 （FAXでのお申し込みは講習受講日の5日前で締め切りますので、早めにお申し込み下さい。）
 お申し込み後5日以内に受講票をFAXでお送りしますので、講習会当日にご持参のうえ受付にお渡し下さい。

●講習会の申込についてのお問い合わせ

— 今回の講習会について、申し込み受付事務等を日建学院に業務委託しています。 —
 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-38-9 IOビル3階
 Tel 03-3988-6468
 日建学院 講習事業部

平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

(1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
 - ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の
範囲内で契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 諸費用補償契約

契約金額の全額*を支払います。

*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度
建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>